

議案第 3 4 号

山陽小野田市きらら交流館条例の制定について  
山陽小野田市きらら交流館条例を次のように定める。

令和 5 年 5 月 1 7 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市きらら交流館条例

(設置)

第 1 条 焼野海岸一帯の地域資源を生かした連携事業や交流イベントの実施、地域の観光情報の発信等を通じて交流人口の拡大を図るとともに、市民生活の憩いの場及び健康な暮らしの支援に寄与する機能を提供し、もって市民の福祉の向上、地域の賑わいの創出を図るため、山陽小野田市きらら交流館(以下「交流館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山陽小野田市きらら交流館	山陽小野田市大字小野田 5 8 4 番地 9

(職員)

第 3 条 交流館に館長その他必要な職員を置く。

(事業)

第 4 条 交流館は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 公衆浴場に関すること。
- (2) 地域の産物等の販売に関すること。
- (3) 飲食物の提供に関すること。
- (4) 観光その他地域情報の発信に関すること。
- (5) 健康づくりの推進に関すること。
- (6) 各種イベントその他の交流事業の開催に関すること。
- (7) 地域資源との連携に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要なこと。

(使用許可)

第5条 交流館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流館の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 建物又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) 使用しようとする者が山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が不相当と認めるとき。

(使用料)

第6条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けるときに、別表第1から別表第3までの定めにより算出して得た額を使用料として納付しなければならない。ただし、使用時間の変更等により使用料の不足額が生じた場合は、使用后これを納付しなければならない。

2 市長は、公用若しくは公益のため交流館を使用するとき、又は特別の理由があると認めたときは、使用料を後納させ、又は減免することができる。

3 前2項の使用料の算定金額に10円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てる。

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等)

第8条 使用者は、交流館に特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用するときは、市長の許可を受けなければならない。

(目的以外の使用等の禁止)

第9条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に交流館を使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用の目的以外に使用したとき。
- (4) 不正の手段をもって使用許可を受けたとき。
- (5) 公益上その他市長が必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、その使用を終えたとき、又は前条の規定により使用の許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長が代わって執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第12条 使用者は、その使用により建物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これに相当する額を賠償しなければならない。

(職員の指示)

第13条 使用者は、交流館の使用については、職員の指示に従わなければならない。

(指定管理者)

第14条 市長は、交流館の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に交流館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に交流館の管理を行わせる場合は、第3条の規定は適用しないものとし、第13条中「職員」とあるのは、「指定管理者」

とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 前条の規定により指定管理者に交流館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 交流館の使用許可に関する業務
- (2) 交流館の維持管理に関する業務
- (3) 第4条に規定する事業の企画及び実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第5条、第8条、第10条及び第11条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に交流館の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第17条 第6条の規定にかかわらず、指定管理者が管理する交流館を利用する者は、指定管理者に交流館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1から別表第3までに掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を還付することができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、交流館の使用について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館条例の廃止)

- 3 山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館条例（平成17年山陽小野田市条例第184号）は、廃止する。

別表第1（第6条関係）

交流館使用料

区分	金額（1時間につき）
多目的室1	250円
多目的室2	250円
多目的室3	170円
展示ホール	80円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げて徴収する。
- 2 多目的室及び展示ホールの使用者が営利（営業、宣伝等を含む。）を目的として使用する場合は、この表に定める額の100分の200相当額を加算して徴収する。
- 3 多目的室及び展示ホールの使用者が市外居住者の場合は、この表に定める額（冷暖房に係る使用料を除く。）の100分の50相当額を加算して徴収する。

別表第2（第6条関係）

交流館浴室使用料

金額		
大人（中学生以上）	小人（小学生）	小学生未満
1回につき 600円 ただし、竜王山公園オートキャンプ場の利用者（サイトを使用する者に限る。）は、半額とする。	1回につき 300円 ただし、竜王山公園オートキャンプ場の利用者（サイトを使用する者に限る。）は、半額とする。	無料 ただし、保護者同伴でない場合は、小人と同様とする。
回数券12枚つづり 6,000円	回数券12枚つづり 3,000円	

別表第3（第6条関係）

冷暖房使用料

種別	使用区分	金額（1時間につき）	
		冷房	暖房
多目的室1		270円	160円
多目的室2		270円	160円
多目的室3		160円	110円

備考

使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げて徴収する。